

宿日直勤務について、予め労働基準監督署長の許可を得た場合に限り、労働時間・休憩・休日に関する規定を適用しない（＝適用除外とする）取り扱いとなります。ここで認められる「宿日直勤務」とは、常態としてほとんど労働する必要のない勤務のみで、定期的巡視、緊急の電話・文書の收受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限られます。許可を得ない場合は、通常の労働者と同じ扱いとなります。
 ※添付書類として、勤務表や勤務内容の分かる日報、宿直部屋の見取り図など、実際の宿日直の労働様態の分かる書類等が必要です。所轄の労働基準監督署に必要書類を確認して下さい。

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書

様式第 10 号（第 23 条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
宿 直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の 開始及び終了時刻	一定期間における 1人の宿直回数	1回の宿直手当
	人	人	自 時 分から 至 時 分まで		円
	就寝設備				
勤務の様態					
日 直	総員数	1回の日直員数	日直勤務の 開始及び終了時刻	一定期間における 1人の日直回数	1回の日直手当
	人	人	自 時 分から 至 時 分まで		円
	勤務の様態				

年 月 日

使用者 職名
氏名

印

労働基準監督署長殿

記入例

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書

様式第 10 号 (第 23 条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
警備業		近畿警備保障株式会社		岡山県岡山市南区米倉一〇一〇 電話 086 (×××) ××××番	
宿直	総員数	1 回の宿直員数	宿直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における 1 人の宿直回数	1 回の宿直手当
	40 人	2 人	自 18 時 00 分から 至 9 時 00 分まで	1 ヶ月に 2 回	6,000 円
	就寝設備	和室 10 畳、寝具 4 組、テレビ、冷暖房設備あり			
直	勤務の態様	電話・文書の收受、非常時の連絡役、最終退社社員の帰社後の電灯等の消し漏れチェック、定期巡回 (22 時、3 時の 2 回。 1 回 約 10 分)			
日直	総員数	1 回の日直員数	日直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における 1 人の日直回数	1 回の日直手当
	25 人	1 人	自 9 時 00 分から 至 18 時 00 分まで	半年に 1 回	5,500 円
	勤務の態様	電話・文書の收受、非常時の連絡役			

見取り図は簡単な手書きで大丈夫だが、労働基準監督署員による現地調査があります。

建物全体と宿直部屋の位置がわかる図面が必要です。だいたい巡回業務があるので、巡回時間が正しいかどうか確認あり。こちらも現地調査があります。

平成 23 年 3 月 25 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 岡山 太郎



岡山

労働基準監督署長殿